

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都渋谷区神宮前六丁目35番3号

(名 称) 株式会社太陽商会

(旧名称 株式会社Now Loading)

上記被審人に対する平成26年度(判)第3号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年7月28日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年5月26日

金融庁長官事務代理 桑 原 茂 裕

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都渋谷区神宮前六丁目35番3号に本店を置き、その発行する株式が名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されている会社である。

被審人は、平成25年3月期に、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成25年 6月28日	第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成24年4月1日～平成25年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が5百万円であるところを43百万円と記載 連結当期純損益が11百万円であるところを50百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 架空売上の計上</li> <li>・ 純資産額の過大計上</li> </ul>
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲30百万円であるところを7百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成25年 8月14日	第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成25年4月1日～平成25年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲21百万円であるところを24百万円と記載	・過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上
3	平成25年 11月14日	第12期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成25年7月1日～平成25年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲44百万円であるところを858千円と記載	・過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上
4	平成26年 2月14日	第12期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成25年10月1日～平成25年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲78百万円であるところを▲32百万円と記載	・過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上

(注) 金額は、原則として、百万円未満切捨てである。また、▲は債務超過であることを示す。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

番号2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

#### 番号1

法第172条の4第1項本文の規定により、被審人の第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (16,732円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

#### 番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段の規定により、被審人の第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第12期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第12期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第12期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第12期第1四半期報告書	21,280円
第12期第2四半期報告書	17,913円
第12期第3四半期報告書	28,619円

が

② 6,000,000円

を超えないことから、

第12期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第12期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第12期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第12期第1四半期報告書、第12期第2四半期報告書及び第12期第3四半期報告書が、いずれも第12期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第12期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

第12期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

第12期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。